

平成 28 年 9 月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(平成 28 年 9 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 64 号	湖西市名誉市民の決定につき同意を求めることについて
議案第 65 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 66 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 67 号	湖西市梶田多目的運動広場条例制定について
議案第 68 号	湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 69 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 70 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 71 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 72 号	湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 73 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 74 号	平成 28 年度 住吉地区命山整備工事の契約締結について
議案第 75 号	市道の路線の認定について
議案第 76 号	平成 28 年度湖西市一般会計補正予算 (第 2 号)

議案番号	件名
議案第 77 号	平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 78 号	平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 79 号	平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 80 号	平成 27 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 81 号	平成 27 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 82 号	平成 27 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 83 号	平成 27 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 84 号	平成 27 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 85 号	平成 27 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 86 号	平成 27 年度湖西市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

13 番 島 田 正 次

14 番 馬 場 衛

平成 28 年 8 月 30 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 32 日間とする。

平成 28 年 8 月 30 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 64 号

湖西市名誉市民の決定につき同意を求めることについて

湖西市名誉市民条例（昭和 50 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、下記の者を湖西市名誉市民に推挙したいので、議会の同意を求める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

記

氏 名 豊田 佐吉

議案第 65 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

記

氏 名 袴 田 雄 司



議案第 66 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

記

氏 名 外 山 宏

## 湖西市梶田多目的運動広場条例制定について

湖西市梶田多目的運動広場条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

## 湖西市梶田多目的運動広場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、湖西市梶田多目的運動広場（以下「運動広場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第 2 条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湖西市梶田多目的運動広場	湖西市吉美 959 番地の 1

(使用時間)

第 3 条 運動広場の使用時間は、午前 8 時 30 分から日没までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(供用日)

第 4 条 運動広場の供用日は、1 月 4 日から 12 月 28 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第 5 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。第 8 条において「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市長が指定する者に運動広場の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 運動広場の使用の許可に関する業務

(2) 運動広場の施設及び設備等の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関して市長が必要があると認める業務

(使用の許可)

第 6 条 運動広場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用料金)

第 8 条 運動広場の利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。）は、無料とする。

(使用権の譲渡禁止)

第 9 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消等)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止若しくは運動広場から退去を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責任を負わない。

(原状回復の義務)

第 11 条 使用者は、運動広場の使用を終了したとき、又は前条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにこれを原状

に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、運動広場の施設又は設備等を損傷し、又は亡失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第 13 条 第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定は、指定管理者に代わって、市長が運動広場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 4 条第 2 項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 6 条及び第 7 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 8 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。）」とあるのは「使用料」と、第 10 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和 39 年湖西市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(39) 梶田多目的運動広場

議案第 68 号

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「15,300 円」を「15,800 円」に改め、同条第 2 号中「7,350 円」を「7,560 円」に改める。

第 6 条中「22,650 円」を「23,360 円」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

第 13 条及び第 14 条中「510 円」を「525 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 69 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第 3 号中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日
- (6) 第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 34 条の 8 中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

第 43 条の見出し中「かかる」を「係る」に、「賦課後」を「賦課額」に改め、同条第 1 項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に、「次項」を「この条」に、「紛称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、「かかる」を「係る」に改め、同条第 3 項中「変更し」を「変更し、」に、「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第 40 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第 48 条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するも

のを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第 50 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号



に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第21条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第21条の2第1項」を「附則第21条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第21条の2第1項」を「附則第21条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第21条の2第1項」を「附則第21条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第21条の2第1項」を「附則第21条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第21条の2第3項」を「附則第21条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第21条の2第3項」を「附則第21条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第21条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第21条の2第3項」を「附則第21条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第21条の2第3項」を「附則第21条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第21条の2第3項」を「附則第21条の3第3項前段」に改め、同条を附則第21条の3とし、附則第21条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 21 条の 2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 21 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 21 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 21 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 21 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 21 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項におい

て準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第

34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 21 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 21 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 21 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 14 項（同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 21 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 21 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 湖西市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年湖西市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 7 項中「、新条例」を「、湖西市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中湖西市税条例附則第 21 条の 2 の改正規定及び同条を同条例附則第 21 条の 3 とし、同条例附則第 21 条の次に 1 条を加える改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）第 43 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 43 条第 2 項に規定する

納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例第 48 条第 5 項及び第 50 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例附則第 21 条の 2 の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日の属する年の翌年 1 月 1 日（当該施行の日が平成 29 年 1 月 1 日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

## 議案第 70 号

# 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

# 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 16 項を第 18 項とし、第 10 項から第 15 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 9 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 10 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項

において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 27 条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 27 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 10 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 27 条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 27 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

## 附 則

- 1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例附則第 10 項及び第 11 項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する年の翌年 1 月 1 日(施行日が平成 29 年 1 月 1 日である場合には、同日)以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

## 議案第 71 号

### 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

### 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項及び第 45 条第 8 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）



- 6 保育の需要に応ずるに足りる家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 31 条第 2 項各号又は第 46 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 31 条第 2 項又は第 46 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第 31 条第 2 項又は第 46 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 31 条第 2 項又は第 46 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前 2 項の規定を適用する時は、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 31 条第 3 項若しくは第 46 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 31 条第 2 項又は第 46 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 72 号

### 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市子ども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

### 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

湖西市子ども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「通院 1 回」を「入院にあつては 1 日」に改め、「当該医療費」の次に「から保険給付の額を控除した額が 500 円に満たないときはその額）、通院にあつては 1 回につき 500 円（当該医療費から保険給付の額を控除した額）を加え、「及び入院 1 日につき 500 円の自己負担額」を削り、同条第 3 号中「の額」を「（子どもに係るものに限る。）」に改める。

第 6 条第 1 項中「乳幼児及び児童」を「子ども」に、「支払い」を「支払」に改める。

第 7 条中「前条」を「前条第 2 項」に、「保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して」を「医療の給付を受けた日から起算して原則として」に改め、同条ただし書中「第 5 条第 4 号の規定により助成の申請をする」を「第 5 条第 3 号の徴収額等の助成を申請する」に、「その自己負担額」を「当該徴収額等」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市子ども医療費助成条例第 7 条の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

## 議案第 73 号

### 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例制定について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

### 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 74 号

### 平成 28 年度 住吉地区命山整備工事の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

#### 記

- 1 契約の目的 平成 28 年度 住吉地区命山整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 277,560,000 円
- 4 契約の相手方 山平・鳥井特定建設工事共同企業体  
代表構成員  
湖西市新居町浜名 224 番地  
山平建設株式会社 新居出張所  
所長 竹下 訓司  
その他構成員  
湖西市新居町新居 896 番地の 59  
株式会社鳥井工務店  
代表取締役 鳥井 信行

## 議案第 75 号

### 市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
新所原駅南北連絡線	湖西市駅南三丁目	湖西市新所原三丁目	
新所原 22 号線	湖西市新所原三丁目	湖西市新所原三丁目	

議案第 76 号

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,823 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,944,838 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	860,000	△30,438	829,562
	1 地方交付税	860,000	△30,438	829,562
13	使用料及び手数料	549,978	△1,101	548,877
	2 手数料	137,383	△1,101	136,282
14	国庫支出金	2,816,788	△37,653	2,779,135
	1 国庫負担金	1,685,644	1,162	1,686,806
	2 国庫補助金	1,093,956	△39,301	1,054,655
	3 委託金	37,188	486	37,674
18	繰入金	897,138	42,242	939,380
	2 特別会計繰入金	14	42,242	42,256
19	繰越金	500,000	81,860	581,860
	1 繰越金	500,000	81,860	581,860
20	諸収入	367,559	38,913	406,472
	6 雑入	176,938	38,913	215,851
21	市債	1,247,400	△19,000	1,228,400
	1 市債	1,247,400	△19,000	1,228,400
	歳 入 合 計	21,870,015	74,823	21,944,838



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,813,682	49,817	2,863,499
	1 総務管理費	2,285,019	32,365	2,317,384
	2 徴税費	320,940	17,452	338,392
3	民生費	6,183,036	13,731	6,196,767
	1 社会福祉費	2,927,051	10,146	2,937,197
	2 児童福祉費	2,863,218	△6,713	2,856,505
	3 生活保護費	392,426	10,298	402,724
4	衛生費	3,499,574	361	3,499,935
	1 保健衛生費	691,636	361	691,997
5	労働費	80,108	△2,000	78,108
	1 労働諸費	80,108	△2,000	78,108
6	農林水産業費	298,225	3,100	301,325
	3 水産業費	2,511	3,100	5,611
7	商工費	569,050	156	569,206
	1 商工費	569,050	156	569,206
10	教育費	1,996,866	9,658	2,006,524
	1 教育総務費	436,820	898	437,718
	2 小学校費	244,801	1,223	246,024
	3 中学校費	210,407	1,036	211,443
	4 幼稚園費	452,579	6,613	459,192
	6 社会教育費	366,949	△112	366,837
12	公債費	1,634,317	0	1,634,317
	1 公債費	1,634,317	0	1,634,317
歳 出 合 計		21,870,015	74,823	21,944,838

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度環境センター施設等整備事業	平成28年度～平成29年度	21,384
平成28年度事務機器等リース料	平成29年度～平成33年度	500
合 計		21,884

## 議案第 77 号

### 平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,423 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,641,423 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰越金	50,000	5,423	55,423
	1 繰越金	50,000	5,423	55,423
	歳入合計	6,636,000	5,423	6,641,423

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	諸支出金	4,962	5,423	10,385
	2 繰出金	1	5,423	5,424
	歳出合計	6,636,000	5,423	6,641,423

議案第 78 号

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,049 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,993,666 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	80,049	80,051
	1 繰越金	2	80,049	80,051
	歳入合計	3,913,617	80,049	3,993,666

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	地域支援事業費	184,627	38	184,665
	1 地域支援事業費	184,627	38	184,665
7	諸支出金	1,212	80,011	81,223
	1 償還金及び還付加算金	1,211	44,380	45,591
	2 繰出金	1	35,631	35,632
	歳出合計	3,913,617	80,049	3,993,666

議案第 79 号

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第 1 号）

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,264 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580,720 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	1,264	1,265
	1 繰越金	1	1,264	1,265
	歳入合計	579,456	1,264	580,720

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	20,403	76	20,479
	1 総務管理費	19,370	76	19,446
3	諸支出金	1,962	1,188	3,150
	2 繰出金	12	1,188	1,200
	歳出合計	579,456	1,264	580,720



議案第 80 号

平成 27 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 81 号

平成 27 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 82 号

平成 27 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 83 号

平成 27 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 84 号

平成 27 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 85 号

平成 27 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び  
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 86 号

平成 27 年度湖西市病院事業会計資本金の額の減少及び  
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度湖西市病院事業会計決算に伴う資本金を欠損金処理計算書（案）のとおり減少し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 8 月 30 日提出

湖西市長 三 上 元